

相模原市理容師法施行条例及び相模原市美容師法施行条例の一部を改正
する条例について

相模原市理容師法施行条例及び相模原市美容師法施行条例の一部を改正する条例
を次のように制定する。

平成 2 8 年 2 月 2 2 日提出

提出者	相模原市議会議員	小野沢	耕 一
提出者	相模原市議会議員	松 永	千賀子
提出者	相模原市議会議員	臼 井	貴 彦
提出者	相模原市議会議員	小 野	弘
提出者	相模原市議会議員	古 内	明
提出者	相模原市議会議員	鈴 木	秀 成
提出者	相模原市議会議員	久保田	浩 孝

相模原市理容師法施行条例及び相模原市美容師法施行条例の一部を改正
する条例

(相模原市理容師法施行条例の一部改正)

第 1 条 相模原市理容師法施行条例(平成 2 4 年相模原市条例第 4 2 号)の一部を次
のように改正する。

第 3 条中第 1 2 号を第 1 3 号とし、第 5 号から第 1 1 号までを 1 号ずつ繰り下
げ、同条第 4 号中「洗場」の次に「(前号の設備を含む。)」を加え、同号を同条
第 5 号とし、同条第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 理容所は、洗髪を行うことができる設備を有すること。ただし、頭髮の切
断を行わない理容所にあつては、この限りでない。

(相模原市美容師法施行条例の一部改正)

第 2 条 相模原市美容師法施行条例(平成 2 4 年相模原市条例第 4 3 号)の一部を次
のように改正する。

第 3 条中第 1 2 号を第 1 3 号とし、第 5 号から第 1 1 号までを 1 号ずつ繰り下

げ、同条第4号中「洗場」の次に「(前号の設備を含む。)」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 美容所は、洗髪を行うことができる設備を有すること。ただし、頭髪の切断を行わない美容所にあつては、この限りでない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の相模原市理容師法施行条例第3条第4号及び第5号の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後にされた理容師法(昭和22年法律第234号)第11条第1項の規定による届出に係る理容所について適用し、施行日前にされた同項の規定による届出に係る理容所及びこの条例の施行の際現に同法第11条の2の確認を受けている理容所については、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正後の相模原市美容師法施行条例第3条第4号及び第5号の規定は、施行日以後にされた美容師法(昭和32年法律第163号)第11条第1項の規定による届出に係る美容所について適用し、施行日前にされた同項の規定による届出に係る美容所及びこの条例の施行の際現に同法第12条の確認を受けている美容所については、なお従前の例による。

提案の理由

理容所及び美容所における衛生上必要な措置として、洗髪を行うことができる設備を設ける規定を追加いたしたく提案するものである。

相模原市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例について

相模原市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を
次のように制定する。

平成 2 8 年 2 月 2 2 日提出

提出者	相模原市議会議員	中 村 昌 治
提出者	相模原市議会議員	須 田 毅
提出者	相模原市議会議員	森 繁 之
提出者	相模原市議会議員	岸 浪 孝 志
提出者	相模原市議会議員	栄 裕 明

相模原市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例

第 1 条 相模原市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例(昭和 3 1 年相
模原市条例第 2 8 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 6 2 . 5 」を「1 0 0 分の 1 6 7 . 5 」に改め
る。

第 2 条 相模原市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を次のよう
に改正する。

第 5 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 4 7 . 5 」を「1 0 0 分の 1 5 0 」に、「1 0 0
分の 1 6 7 . 5 」を「1 0 0 分の 1 6 5 」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 2 8 年 4
月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の相模原市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する
条例(以下「改正後の議員報酬条例」という。)の規定は、平成 2 7 年 1 2 月 1

日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の議員報酬条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の相模原市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の議員報酬条例の規定による期末手当の内払とみなす。

提案の理由

国の特別職の職員に対する期末手当並びに本市の一般職の職員に対する期末手当及び勤勉手当の支給割合等を勘案し、市議会議員の期末手当の支給割合に係る規定の改正をいたしたく提案するものである。

議提議案第 3 号関係資料

相模原市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の改正の概要

1 改正の内容

期末手当の支給割合の改定(第 1 条及び第 2 条関係)

単位：月

区 分	現 行			改 定 後		
	6月期	12月期	合 計	6月期	12月期	合 計
市議会議員	1.475	1.625	3.1	1.475	1.675	3.15
				1.5	1.65	3.15

備考 改定後の欄の上段は平成 2 7 年度の支給割合、下段は平成 2 8 年度以降の支給割合

2 施行期日等

公布の日。ただし、平成 2 8 年度以降の期末手当の支給割合に係る規定は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行し、平成 2 7 年度の期末手当の支給割合に係る規定は、平成 2 7 年 1 2 月 1 日から適用するもの

地方単独事業に係る国民健康保険の減額調整措置の廃止を求める意見書

昨年、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立し、国民健康保険の財政基盤の強化や都道府県による財政運営に向けて、具体的な改革作業が始まっているところである。

国民健康保険の改革に当たっては国と地方の協議により、地方単独事業に係る国庫負担調整措置の見直しなどが検討課題とされたところである。

一方、地方創生の観点から人口減少問題に真正面から取り組むことが求められており、全国の自治体では単独事業として乳幼児医療費の助成制度の拡充などに取り組む事例が多くみられる。

さらに、平成 26 年度補正予算で用意された国の交付金を活用し対象年齢の引き上げなどの事業内容の拡充に取り組む自治体も報告されているところである。

こうした状況の中で、全ての自治体で取り組まれている乳幼児医療の助成制度など地方単独の医療費助成制度に対する国の減額調整措置について、下記のとおり早急に見直しを行うよう強く要請する。

記

- 1 人口減少問題に取り組むいわゆる地方創生作業が進む中、地方単独事業による子ども等に係る医療費助成に対する国民健康保険の国庫負担の減額調整措置を廃止すること。
- 2 検討に当たっては、少子高齢化が進行する中、子育て支援、地方創生、地域包括ケア等の幅広い観点から子ども等に係る医療の支援策を含めた、より実効性ある施策を進めること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

相 模 原 市 議 会

国 会
内 閣 あ て

平成 28 年 2 月 23 日提出

提出者	相模原市議会議員	西 家 克 己
提出者	相模原市議会議員	岸 浪 孝 志
提出者	相模原市議会議員	羽生田 学
提出者	相模原市議会議員	渡 部 俊 明
提出者	相模原市議会議員	長谷川 くみ子
提出者	相模原市議会議員	寺 田 弘 子
提出者	相模原市議会議員	桜 井 はるな
提出者	相模原市議会議員	中 村 昌 治
提出者	相模原市議会議員	栄 裕 明